

長野県石油商業組合に対して業務改善命令を発出しました

長野県石油商業組合に対し、中小企業団体の組織に関する法律第67条の規定により、下記のとおり業務改善命令を発出しました。

相手方

所在地 長野市中御所1丁目24-4
名 称 長野県石油商業組合

業務改善命令の内容

別紙のとおり

発出日

令和8年2月10日（火）

その他

令和8年1月22日（木）に長野県石油商業組合に対して聞き取りを実施しました。
実施結果については、下記ホームページをご覧ください。

＜長野県石油商業組合に対する対応＞

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/070812sekisho.html>



石商に対する対応

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

（担当）小岩井

電話 026-235-7218（直通）

026-232-0111（代表）内線2906

FAX 026-235-7496

E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp